

日本大学工学部 後援会会則

第1章 名称

第1条 本会は、日本大学工学部後援会(以下「本会」という)と称し、事務所を福島県郡山市田村町徳定字中河原1番地 日本大学工学部内に置く。

第2章 目的

第2条 本会は、日本大学工学部(以下「学部」という)の教育・研究その他の業務の推進に協力し、もって大学の発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の各号による業務を行う。
① 教育・研究環境の整備拡充に対する協力
② 学生のための厚生及び福利の増進施策に対する協力
③ その他学部の発展のために必要な業務に対する協力

第3章 会員

第4条 本会の会員は、学部 に在籍する学生の父母又はこれに代わる者を正会員とし、役員に選出された学部専任教職員を特別会員とする。

第5条 正会員は、その子女が学部の学生としての身分がなくなったとき、その資格を失う。

第6条 正会員は、会員の子 1 名につき年額 30,000 円の会費を納入するものとする。

第4章 役員

第7条 本会の業務を行うために、次の役員を置き、役員会を構成する。
① 名誉会長 1 名(工学部長)
② 会長 1 名
③ 副会長 2 名
④ 委員 若干名
⑤ 会計監査 2 名
⑥ 幹事 2 名

第8条 会長は、工学部長(以下「学部長」という)が、正会員のうちから候補者を推挙し、総会において選任する。

第9条 副会長・委員・会計監査及び幹事は、会員のうちから会長と学部長が協議の上、候補者を推挙し、総会において選任する。

第10条 名誉会長を除く他の役員の任期は 1 か年とし、再任を妨げない。
2 役員は、次期総会終結時までその職務を執行する。
3 補充の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第11条 名誉会長は、会長の依頼に応じ、本会の目的達成のために必要な指導にあたる。

第12条 会長は、本会を代表し、会務を統理し、総会並びに役員会を招集する。

第13条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

第14条 委員は、本会の目的達成のための業務の計画・立案及び実施に当たるとともに、その他必要な会務をつかさどる。

第15条 会計監査は、本会の経理を監査する。

第16条 幹事は、本会の庶務・会計の事務を行う。

第17条 役員会は、本会の業務執行について決するものとし、必要に応じ随時開催する。

第5章 会議

第18条 本会に次の会議を置く。
① 役員会
② 総会

第19条 役員会は、第7条各号に定める者をもって構成する。
2 役員会は、会長が招集し、その議長となる。

第20条 役員会は、次の事項について企画・審議する。
① 事業に関する事項
② 予算・決算に関する事項
③ 会則の変更に関する事項
④ その他本会の目的達成のために必要な事項

第21条 総会は、会長が年 1 回招集し、その議長となる。ただし、役員会をもって総会に代えることができる。
2 総会の議事は、次に掲げる事項とし、事前に役員会の議を経なければならない。
① 事業報告
② 予算審議
③ 決算報告
④ 役員を選任
⑤ 会則の変更
⑥ その他本会の目的達成のために必要な事項

第22条 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

第6章 会計

第23条 本会の経費は、次の収入をもって充てる。
① 会費
② 寄付金
③ その他の収入

第24条 本会の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第25条 本会の会費は、学部会計課に委託して徴収する。

附則

1 この会則は、平成 30 年 4 月 24 日から施行する。

2 会長が不在の場合は、会長が選任されるまでの間、名誉会長が会長の職務を代行する。

3 この会則が適用される正会員は、平成 31 年 4 月 1 日以降の入学・編入学生及び転入学生の父母又はこれに代わる者とする。

ご連絡先

〒963-8642 福島県郡山市田村町徳定字中河原1
TEL 024-956-8618 FAX 024-956-8866
E-mail ceb.shomu@nihon-u.ac.jp
<https://www.ce.nihon-u.ac.jp/koenkai/>

日本大学工学部後援会

保護者の皆さまへ

日本大学工学部後援会
LOHAS ENGINEERING

ご挨拶

日本大学工学部後援会は、本学部に在籍する学生の保護者を会員とし、学生生活をより充実させるため、学生のための福利厚生に関する事業、課外活動に関する事業、就職対策に関する事業等への支援を行っています。

主な支援内容としては、学園祭や各種サークルの大会派遣などの課外活動、学費等の支弁が困難となった学生に対する奨学金給付、各種就職試験対策講座、学生用図書購入、学生食堂等厚生施設の充実及び学生の医療費に係る補助などがございます。

このような後援会の活動趣意につきまして、皆さまには格別のご理解を賜り、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

なお、後援会会費につきましては、初年度授業料等納入時、次年度からは授業料等納入時に学部による代理徴収を行わせていただきます。

また、後援会業務を適切に運用するため、会費の徴収・管理業務につきましては会計課、個人情報を利用した通知業務等につきましては庶務課に委託しておりますので、どうぞご理解ください。

末筆ながら、皆さまのますますのご健勝とご多幸を祈念申し上げます。



後援会長 橋本 州榮

保護者の皆さまへ

保護者の皆さまには、日頃より日本大学工学部の運営に関しまして、深いご理解と多大なるご支援を賜り心より感謝しております。教職員を代表して、厚く御礼申し上げます。

本学部は日本大学の教育理念である「自主創造」のもと、健康や環境に配慮して持続可能な社会をつくる「ロハス工学」を推進し、人と地球の未来のために貢献できる「ロハスエンジニア」の育成を目指しています。そのための教育環境として本学部では、緑豊かな環境の中に世界をリードする最先端の知と技術を愛情込めて伝える教授陣、エコ技術を駆使したキャンパス、地域との連携を大切に新たな技術を生み出す体制を整えています。

日本大学工学部後援会の皆さまから頂くご支援が、学生がより良い環境で学修に励むことができるよう、学びの環境改善に大いに役立っていることは言うまでもございません。皆さまのお力添えを頂きながら充実した学生生活を送ることにより、本学部卒業生の就職率は全国平均を上回り、5年連続して100%の成果を上げております。本学部が社会的に高い評価を得ている証ともいえます。学生一人ひとりの可能性をバックアップし、多くのロハスエンジニアを送り出すために、今後も様々な支援を行うことが重要となっております。

これからも、日本大学工学部に対する変わらぬご支援とご協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。



工学部長 根本 修克

後援会の活動

日本大学工学部後援会は本学部における教育・研究環境の整備、学生の福利厚生の増進を支援することを目的として、主に次の事業を行っています。

本会活動につきましては、随時後援会ホームページサイト<https://www.ce.nihon-u.ac.jp/koenkai/>にてご報告いたします。皆さまからのご意見を参考に、引き続き大学での修学環境の向上を図って参ります。

◆◆◆ 奨学金事業に対する補助

「日本大学工学部後援会奨学金」

種別	給付
金額	年額25万円
対象	学部生(1～4年次生)
資格	経済的理由により学修が困難な者
募集期間	5月、10月の年2回

◆◆◆ 学生の就職活動に対する補助

日本大学工学部の令和3年度の就職実績は、学部及び大学院において、共に5年連続100%の就職率を達成しました。日本中の企業で活躍する日本大学卒業生のネットワークを活用することで、Uターン希望者についても地域の優良企業に就職が決まっています。国家・地方公務員を目指す学生、また教員採用試験の合格に向けたサポート体制も整えています。学生たちがより良い就職活動を推進するために、本学部の就職支援プログラムに対して補助を行っています。

「工学部就職セミナー」
「就活講座・就職ガイダンス」
「公務員試験対策講座」(教材以外の費用については大学側が負担)

◆◆◆ 父母面談会開催費用に対する補助

日本大学工学部では、ご子女の成績や進路等についての相談の場として、父母面談会(個別面談)を年1回実施しています。この行事は、ご父母の皆さまとの連絡を密にし、ご子女に関する各種のご相談及び本学部に対するご意見ご要望等をお伺いし、ご子女への教育の充実を図るとともに、ご父母のご意見を学部運営に反映させることを目的としています。この父母面談会開催についての諸費用を補助しています。

※2021年は9月に全国16か所で開催いたしました。

◆◆◆ 学生食堂での食事に対する補助

日本大学工学部では、学生への経済的支援及び健康サポートとして、安価で栄養バランスのとれた「LOHAS(ロハス)」定食に対する補助を行っています。

◆◆◆ 学生の課外活動諸費用に対する補助

日本大学工学部では、サークル・同好会等をはじめとする各団体の課外活動に対しての補助を行っています。課外活動時に使用する用具・備品費用、大型バスでの遠征費用への補助をはじめ、各種諸費用が対象です。

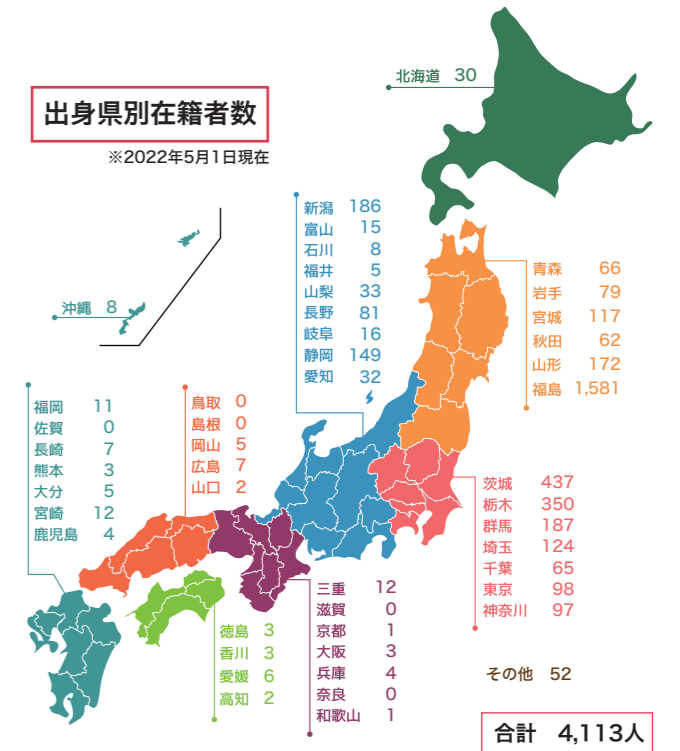
◆◆◆ 学生医療費助成制度に対する補助

日本大学工学部では、在学中に病気やケガをした場合、在学生の経済的負担を少しでも軽くするための独自の医療費助成制度を設けています。これは指定された病院で受診すると、医療費の3割を大学と校友会が負担するというものです。学生の場合、一般的に国民健康保険から7割の給付が受けられるため、この制度を利用すると自己負担は基本的にゼロになります。

※交通事故は対象外
この制度に対して、後援会では本学部の補助の一部を負担し、学生の健康をサポートしています。

◆◆◆ そのほかの福利厚生・諸行事に対する補助

学生用図書購入費補助
北校祭(工学部学園祭)運営費補助
卒業記念品・卒業式関係補助



年間スケジュール

